

# 第301回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

## 第301回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成26年1月14日（火）16:49～17:14

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 実施要項（案）の審議

- 産業財産権研究推進事業（特許庁）
- 海外映画祭出品等支援事業（文化庁）

### 2. その他

<出席者>

（委員）

稲生主査、石村専門委員、古笛専門委員

（特許庁）

（特許庁）

総務部企画調査課 河合企画調整官、安藤班長、千葉係長

総務部総務課 田中企画調査官、渡辺係長

総務部会計課 山寺係長

（文化庁）

芸術文化課支援推進室 石垣室長、佐藤係員

（事務局）

後藤参事官、金子参事官

○稲生主査 ただいまから、第301回「入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は特許庁の「産業財産権研究推進事業」及び文化庁の「海外映画祭出品等支援事業」の実施要項（案）についての審議を行います。

初めに、特許庁の「産業財産権研究推進事業」の実施要項（案）につきまして、審議を行います。

本日は、特許庁総務部企画調査課の河合企画調整官に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等につきまして、御説明をお願いしたいと思います。

説明は10分程度でお願いいたします。

○河合企画調整官 特許庁総務部企画調査課の河合でございます。

それでは、早速お手元の入札実施要項（案）と、もう一枚別でお配りさせていただいているかと思いますが、「新旧対照表」を使いまして、少し御説明をさせていただきます。

本件につきましては、10月8日に実施要項（案）の御説明をさせていただきました。本来であれば、そのままパブリックコメントの方に進む予定をしていたのですが、財務省に対しまして平成26年度予算の概算要求をしていたところ、事業の趣旨全体について幾つか疑義を示されまして、指摘を受けたものでございますので、それに合わせまして、若干実施要項（案）の内容を変更せざるを得なくなったということでございます。

政府原案が整いますまで、実際にこの事業が認められるかどうかやや不明確だったということもございまして、この時期に参っております。

では、早速表紙の方を1枚めくっていただきまして、お手元の資料では網掛けがされているかと思いますが、修正点を中心に御説明をさせていただきます。

まずは、1ページの下の方でございますけれども「事業の詳細な内容」ということで、本件は研究者を派遣する3本の事業がございますけれども、国内の研究者に、国内で研究に従事していただく「特別研究者事業」につきましては、いわゆるポストク対策にとどめないようにという財務省の指示がございましたので、ある程度有用に活用できる人数に絞り込むという趣旨で、当初は5名で書いてあったものが3名に削減されております。

他方でイのところの「派遣研究者事業」国内の研究者を海外の研究機関に派遣する事業につきましては、むしろ積極的にやるべきという御指摘がございましたので、当初は2名程度とさせていただいていたものを4名程度に、2名の増という形に修正をいたしております。

続きまして、次の2ページ目でございます。

下の方に「研究者の募集と選定」というところに、同じように網掛けがございます。自由な研究テーマで研究をしていただくというのは、本来の人材育成という面では必要との理解でいたしておりますが、こちらの方も財務省の指摘によりまして、本来研究テーマについては拘束の必要はないにしても、実施者であります特許庁が提示すべしという指摘がございましたので「募集を行う際には、特許庁が提示する研究テーマ等を例示の上、募集すること」という一文を追加させていただいております。

少しページが飛びまして、5ページのところでございますが「研究期間中の業務」といたしまして、幾つか列記しておりますものうち下の方でございます(カ) (キ) のところに網掛けがございます。

具体的には、この特別研究者には国内の出張と海外調査のための出張をこれまで認めていたのですが、「研究上の必要性が明らか」というところを書かないと、もう一方の派遣研究事業との差異がよくわからないとの指摘等がございましたもので、いずれも「研究上の必要性が明らかである場合に限り」の一文を追加しております。

当事業は、基本的に委託事業でございますので、かかりました費用についてお支払いするという契約でございまして、必要性が明らかである場合とは書いてございますが、基本的には積算の方については、全員が出張できる額を積算していただくという想定になろうかと考えております。

少し飛びまして7ページでございますけれども、上の方に少し網掛けの部分がございます。これは私どもの内部で検討しまして、一文を追加したものでございますが、近ごろ派遣研究者の生活面、健康面で若干不調になったり、トラブルを生じる者がありますので、電話・メール等の確認に加えまして、年1回程度は現地での生活・健康状態についての確認を行うべきではないかということで、こちらの一文を追加させていただいております。

8ページの下の方でございますけれども、研究成果は日本語で執筆していただくのですが、要約につきましては、英語の要約も作っておりますが、これまで若干不明確でございましたので、これは研究者自身が責任を持って英訳分をつくるべきだという考えに基づきまして「要約については英訳分を作成させること」の一文を追加しております。

次の9ページの中ほどでございますが、これは海外の招へい研究者についてのものですが、こちらにも基本的に研究報告は英語でまとめていただいておりますので、要約についても英訳分で作成させることということです。これは先ほどのページとのつり合いをとったというだけでございます。

あとは形式的ものとなりますが、15ページの方まで飛んでいただいて下の方にスケジュールがございますが、もともと10月からのパブコメを実施しておりましたら、事業者は今年度のうちに決まる予定ではございましたが、先ほど申しあげましたような経緯等によりまして、全体的にスケジュールが後ろ倒しとなっております。したがって、契約締結は4月下旬ごろというめどでございます。

16ページの中ほどは、消費税の引上げがほぼ確実にになりましたので「契約金額の105分の100」という記載を「108分の100」という記載に改めさせていただいております。

変更点につきましては以上でございますが、最後に27ページのところに参考情報として列記させていただいております。

「従来の実施方法等」というところになりますが、平成26年度の研究人数に変更がありますという旨を、3か所ほど追記をさせていただく修正もいたしております。

説明は以上になります。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

実施要項（案）の7ページのところの、先ほど網掛けのところの御説明を頂きました健康状態の確認なのですけれども、これは、今までは現地に行ってまで確認をすることはなかったということでございますか。

○河合企画調整官 さようです。

○稲生主査 そうすると、この確認をするのは、主語はこの受託事業者という形になるわけですね。

○河合企画調整官 さようです。事業者が行きますので、そのコストは積算していただくという形になります。

○稲生主査 という形ですね。

そうすると、2名から4名に増えていまして海外に行っている。その往復あるいは運賃とか宿泊代、日当などがコストとしてアップしてくるということですよ。

○河合企画調整官 はい。

○稲生主査 そういう御指摘を受けてしまったら、仕方がないですね。コストは増える。

あと、スケジュールでございますけれども、A-3の資料で新旧対照表がございまして、10月の時に議論したものでいうと入札公告が1月上旬、入札説明会が1月中旬でありまして、提出期限が2月中旬ですから説明会からおよそ1か月というスケジュールでした。

今度が、説明会が3月中旬で提出期限が4月上旬ですから、かなりこれはきつくなっているということですよ。

ですから、私は予算の絡みでよくわからないところもあるのですが、これを例えば、入札書あるいは提案書の提出期限を4月中旬とかにして、ちょっと余裕を持たせるというのは、やはり何か支障が出てくるのでしょうか。

○河合企画調整官 特段、支障はございません。

○稲生主査 なるほど、そうですか。

ちょっと御検討をいただければということかと思うのです。

○河合企画調査官 見直しをさせていただきます。

○稲生主査 そうですね。

1か月でも結構タイトな感じがしたものですから、もし支障がないのであれば後での検討で結構なのですけれども、提出期限をもうちょっと遅くして4月中旬くらいでよろしいのかなというのが済みませんが、コメントになりますのでこれは事務局とも調整して御検討をいただければと思います。

あとは皆さん、何かございますか。

消費税は致し方のないところですし、変わったのはこれくらいですよ。

○石村専門委員 派遣の研究者が2名から4名に増える、特別研究者が5名から3名に減る、2名をスライドさせた。

ただ、イメージとして円安で海外に派遣すると、派遣される方の支給額というのはきつくなるのではないか。今までどおりの予算の枠内であるということは、結局事業者が努力をしてくださいということなのではないでしょうか。

○河合企画調整官 こちらの事業自身は総額での契約ではなくて、実際に支払っていただいた委託での契約を想定していますので、先ほど御指摘を頂きましたように、現在の事業者へ実際に支給している額では為替の変動によって不足ということであれば、それは当然私どもと協議をして、額は見直しができると考えております。

この事業全体の額からいうと、大きな額ではないと思います。

入札でも、それほど有利不利にはならないかと考えております。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○稲生主査 他によろしいですか。

○石村専門委員 はい。

○稲生主査 わかりました。

それでは、時間となりましたので「産業財産権研究推進事業」の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきます。事務局から確認すべき事柄がございますか。

○事務局 先ほど、御指摘を頂きました入札スケジュールの方について、修正の上、先生方に御確認をお願いして御了承をいただければ、意見募集に入るとということとさせていただきます。

以上です。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、本実施要項（案）につきましては、先ほどの入札の提出期限の話もありますけれども、これらの事柄や今後実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理小委員会で確認した上で、議了とする方向で調整を進めたいと思います。

特許庁におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き検討を頂きますようよろしくお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。

事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

（特許庁退室、文化庁入室）

○稲生主査 続きまして、文化庁の「海外映画祭出品等支援事業」の実施要項（案）につきまして、審議を行います。

本日は、文化庁文化庁芸術文化課支援推進室、石垣支援推進室長に御出席をいただいて

おりますので、実施要項（案）の内容につきまして、御説明をお願いしたいと思います。

説明は10分程度でよろしく願いいたします。

○石垣室長 文化庁の石垣でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

お手元の資料の中に、資料のB-2という横長のものが入っているかと思っておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

前回、実施要項につきましてはこちらでお認めいただきまして、意見募集の方をかせさせていただきますところでございます。

意見募集につきましては、文化庁のホームページとe-Govという総務省が運営しております行政ポータルサイトにおきまして、平成25年11月5日から18日までの間に意見募集を実施させていただきました。

それで、上がってきた御意見がこの3つでございます。1番については、後ほど御説明をさせていただきます。

まず2番でございますが、意見の概要としまして「海外の見本市などで出展ブースを確保する為には、金額の問題ではなく、その団体の業界内での実績・信用が重要である。ゆえに見本市への出展について斬新な企画提案があった場合にも、その実現性について十分に審査をする必要がある」という御意見でございます。

これは、まさしく『企画書の実現性』というところでございますが、これにつきましては加点項目審査のbというところで「民間業者に望まれる経験・能力等」、cということで「業務実施体制」の部分で評価し、確保することとしてございます。したがって、実施要項の修正は必要がないと考えてございます。

それと3番目でございますが「競争入札を行うことで、コスト削減圧力が働くと思えますが、その結果支援金額が圧迫され、必要なサービスが劣化したり減少した場合、公共サービスの改革改善ではなく、質の低下を招くのではないのでしょうか」という御指摘をいただきました。

これにつきましては、まさしく質の問題でございますが、実施要項に最低限必要となる業務の内容と、確保されるべき質につきまして、記載してございますので、これは確実にやっていただくということです。

それと、総合評価落札方式で技術点及び価格点を共に審査するというところで質の低下ですとか、極端なコスト削減、入札価格の低下というものは招かないのではないかと考えてございます。

したがって、これらの実施要項（案）につきましては修正をしないと考えてございます。

1番目でございますが、1番最初の御意見は「落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項の（1）評価方法ですが、技術評価点の120点に対して、入札価格点は30点とその比率は4：1となっております」。

「より多くの業者が参入するには、やや技術評価点が高い印象がありますので、技術評

価点と入札価格点の比率の見直しについて、一考をお願いします」という御意見をいただいたところでございます。

前回のここでも御説明を申し上げましたとおり、どちらかという私どもとしましては、技術点の方を評価して決定しようと考えていたところでございます。ただ、前回の委員会でも、主査からちょっと技術点の方が高過ぎるのではないかという御指摘もいただきました。

それと、今回の意見募集の中でもやはりこういった御意見があるということにつきまして、私どもの内部の組織又は文部科学省の担当するところ、他の事例をもう一度確認させていただきましたところ、やはり技術評価点が2、価格評価点の配分が1で、2：1というところが大変多くございまして、私みために4：1とする積極的な理由が立たないということで、ここも他に合わせさせていきまして2：1と、入札価格点を30点から60点に変更させていただいたところでございます。

こちらの民間競争入札実施要項でございまして、お手元にあるかと思うのでございますが、このページをめくっていただきますと、6の「落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項」というところが、中ほどのところにあるかと思えます。

「②入札価格点」というところを、30点から60点という形に変えさせていただいたのが主な変更点でございます。

また、この調整に若干時間を要したために、入札参加者の募集に関する事項につきましても、若干スケジュールを変更させていただいたということでございます。

説明は以上でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、実施要項（案）につきまして、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

今回は価格点が2：1という形になったということが、大きな変更点だと思いますけれども、細かい話でパブコメに対する「回答（修正）案」というのが、横書きの資料B-2で先ほど説明をいただいたのですが、口頭でおっしゃっていたことでありまして、3番のコスト削減圧力の話であります。

回答案のところをざっと見てしまうと「質の低下や価格の低下は招かない」と語尾に書いてございまして、そうは言いながらも価格の低下を絶対に招いてはいけないということではないと思えます。

○石垣室長 極端なのですね。

○稲生主査 極端なところですね。

ちょっとそういう形容詞があった方が誤解を招かないかなと思ったものですから、文言はお任せしますけれども、ちょっと加えた方がいい。細かいのですが、御検討をいただければというのが一点です。



○石垣室長 ありがとうございます。

○稲生主査 その他は皆さん、いかがでしょうか。何かお気づきのところはございますか。

それから、スケジュールの確認でございますが、どうしてもこれは年度内に入札・落札者の決定まで済ませないともう間に合わないという理解でいいわけですね。

○石垣室長 そうですね。

是非こういう形でやらせていただきたいと思います。

○稲生主査 わかりました。

入札説明会から1か月で、入札書の提出期限がありますので説明会は十分にいろいろと質問を受けていただきながら、なるべくたくさんの方が応募できるように御配慮をお願いしたいなと思います。

○石垣室長 わかりました。ありがとうございます。

○稲生主査 その他はいかがですか。何かございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、時間となりましたので「海外映画祭出品等支援事業」の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきますと思います。事務局から確認すべき事項はございますか。

○事務局 先ほど、御指摘をいただきましたパブリックコメントの回答案について一部修正を行った上で、結果の報告とさせていただくということで、これにつきましては特に実施要項の修正はございませんので、監理委員会に上げる手続の方を進めさせていただければと思います。

○稲生主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって、小委員会での審議は概ね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○稲生主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせをし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。

事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付させていただきます。

また、文化庁におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますよう、よろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。